様式第11号（第9条関係）（用紙日本標準規格Ｂ5）

番地

番地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 差押解除通知書 | | |
| （発付年月日）  　　都道　　　区　　　区  　　府県　　市郡　　町村  （裁判所の名称）　御中  市町村長（氏名）  さきに差押をした下記の滞納者の財産は、　　年　　月　　日差押を解除しましたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第14条の規定により通知します。 | | |
| 滞納者 | 住（居）所 | 都道　　　　　区　　　　　区  府県　　　　市郡　　　　町村 |
| 氏名 |  |
| 表示  財産の | （名称、性質、所在場所その他重要な事項） | |
| の事項  その他 |  | |

備考　1　競売手続開始の決定又は競売法による競売手続開始の決定があった不動産又は船舶に対して滞納処分による差押をした場合において、当該差押を解除したため発付する差押解除通知書については「その他の事項」欄に「年月日付差押通知書及び交付要求書により貴裁判所に対して行った交付要求は取り下げる。」旨記載する。

2　（この様式が、規則の他の規定において準用される場合の取扱について）

⑴　(ｲ)欄に掲げる財産に対して競合する手続の順序が(ﾛ)欄に掲げる場合において、滞納処分による差押を解除した場合に(ﾊ)欄に掲げる者に対して発付する差押解除通知書については、この様式中｢第14条｣とあるのは、(ﾆ)欄のとおり書き替えるものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| (ｲ) | (ﾛ) | (ﾊ) | (ﾆ) |
| 不動産 | 滞納処分―任意競売 | 任意競売の裁判所 | 第14条（第20条） |
| 船舶 | 滞納処分―強制競売  滞納処分―任意競売 | 強制競売の裁判所  任意競売の裁判所 | 第14条（第19条）  第14条（第20条） |

⑵　(ｲ)欄に掲げる財産に対して競合する手続の順序が(ﾛ)欄に掲げる場合において、滞納処分による差押を解除した場合に(ﾊ)欄に掲げる者に対して発付する差押解除通知書については、この様式中「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第14条」とあるのは、(ﾆ)欄のとおり書き替えるものとする。

番地

番地

番地

番地

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| (ｲ) | （ﾛ） | （ﾊ） | （ﾆ） |
| 不動産 | 滞納処分―仮差押 | 仮差押の裁判所 | 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第10条第2項 |
| 強制競売―滞納処分 | 強制競売の裁判所 | 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第21条 |
| 仮差押―滞納処分 | 仮差押の裁判所 | 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第10条第2項（第23条） |
| 任意競売―滞納処分 | 任意競売の裁判所 | 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第21条（第25条） |
| 船舶 | 滞納処分―仮差押 | 仮差押の裁判所 | 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第10条第2項（第11条） |
| 強制競売―滞納処分 | 強制競売の裁判所 | 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第21条（第24条） |
| 仮差押―滞納処分 | 仮差押の裁判所 | 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第10条第2項（第24条、第23条） |
| 任意競売―滞納処分 | 任意競売の裁判所 | 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第21条（第25条） |